

子 ども の 貧 困 早 期 発 見 チェック リスト 支 援 フ ロ ー 図

本誌をはじめ『子どもの貧困』
に関する情報は 県HPで！

長崎県 子どもの貧困

検索



- ・はじめに 1 ページ
- ・そもそも貧困とは？ 1 ページ
- ・子どもの貧困とは？ 2 ページ
- ・長崎県の子どもたちの状況は？ 4 ページ
- ・長崎県の子どもの貧困対策とは？ 4 ページ
- ・参考文献 5 ページ
- ・監修（長崎県子ども調査アドバイザー会議委員等） 5 ページ
- ・子どもの貧困早期発見チェックリスト（判断基準） 6 ページ
- ・子どもの虐待に気づくための主なポイント 10 ページ
- ・支援フロー図 11 ページ
- ・関係機関の連絡先 12 ページ

はじめに

「子どもの貧困」という言葉は、テレビや新聞などで報道がされるようになり、一度は目や耳にされたことがあるのではないのでしょうか。

2013年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることが決してあってはならないとの決意のもと、国をあげて、対策が進められています。

このリーフレットは、なぜ「子どもの貧困」が大きな社会問題として捉えられているのか、子どもたちの成長にどのような影響を与えるのか、また、具体的にどのような状況にある子どもたちを「貧困」というのか、そして、どう手を差し伸べるべきなのかについて、まとめたものです。日頃、家庭以外の居場所（幼稚園や保育所、学校、放課後児童クラブなど）で子どもたちを支える皆様が、このリーフレットをご覧いただき、貧困世帯の早期発見・支援につなげるため、「子どもの貧困」に対する理解を深め、活用していただければ幸いです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

そもそも貧困とは？

代表的な考え方として、「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。

「絶対的貧困」とは、食べるものがない、衣服がない、家がないなど必要最低限の生活水準が満たされていない状態です。具体的には、貧しい発展途上国や戦後間もない日本などが、この状態にあると言えます。

一方、「相対的貧困」とは、経済的な理由で、その国や地域の大勢が持っているモノを持っていない、体験機会に参加できないなど、“普通の生活”を送ることができない状態をいいます。“普通の生活”とは、食べ物や衣服が満たされていることはもとより、スポーツやレクリエーションへの参加、友人との交際などの体験の機会がある状態も含まれます。

このように、「絶対的貧困」は、視覚的に困窮の状態であることが理解しやすい（判断しやすい）のですが、「相対的貧困」はその状態が貧困かどうかはつきりとせず、明確には分からない（判断しにくい）ことも多く、そのため、「相対的貧困は見えない、見えにくい」と言われています。

子どもの貧困とは？

日本では、「子どもの貧困」とは、「相対的貧困」のことであり、生活困窮など、生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、学習意欲の低下や不規則な生活習慣、自己肯定感の欠如など、さまざまな影響を受け、健やかな成長を妨げられてしまうことです。

また、その指標となる「子どもの貧困率」とは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、その国や地域に住む人の等価可処分所得（※）を高い順に並べ、その下から4分の1のラインを貧困線として設定し、この貧困線を下回る世帯の割合を算定する相対的貧困率であり、その国や地域の所得格差を表す指標になります。日本の「子どもの貧困率」は、13.5%（2018年国民生活基礎調査）で、約7人に1人の子どもが「相対的貧困」にあると言われています。

この「相対的貧困」にある子どもたちは、経済的理由によって、大人になるための発達段階で様々な機会が奪われてしまうため、その子どもの人生全体に影響を与えるとともに、他人と比較して自分の置かれている状況が鮮明になることで、自己嫌悪に陥り、強い劣等感や絶望感、将来に対して「あきらめ」の気持ちを抱くことがあります。また、地域のなかで孤立していることも少なくなく、非行や問題行動として現れることもあります。

このような「子どもの貧困」の本質的課題として、人々との関係性やつながりの喪失があり、このことが根っことなり、様々な社会生活上の不利を生み、子どもたちの傷つきと生きづらさを引き起こします。

また、貧困は、心のゆとりが奪われることで、**家庭の教育力・養育力の低下、虐待・ネグレクト**などの困難な状況に陥るといった課題や、「**周囲に知られたくない**」という負の感情から「**保護者が支援を拒否する**」ことで**社会的に孤立**するといった課題、そして、保護者自身が貧困の環境で育ち、現在の困難な状況に気づいていない（気づくことができない）ために、支援を必要としないことから、支援する側からも「**一見、見かけでは分からない**」など、特有の課題があります。

このため、保護者や家庭だけでは解決が難しいにもかかわらず、**必要な支援が届きづらい・届かない**という状況に陥りやすく、貧困の中で育った子どもたちは、大人になっても貧困に陥るリスクが高く、**次の世代まで連鎖**してしまうことが社会問題になっています。

そして、現在の日本は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済が大幅に下押しされ、国難というべき厳しい状況にあります。こうした不安定な社会情勢によって、生活困窮世帯の大幅な増加に加え、DV、児童虐待などの発生リスクが高まることが懸念されており、そのような世帯の早期発見・支援が益々重要となっています。

（※）世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

子供の貧困？ この日本で？

生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子供がいます。

児童養護施設を退所した後の生活基盤が不安定。

人とのつながりが少なく、社会的に孤立している。

親が深夜まで働いているので、家に帰っても、誰もいない。放課後の居場所がない。

高校や大学、専門学校などに進学したいけれど、経済的理由であきらめている。

子供だけの時間が多く保健衛生などの知識や習慣が身につかない。

「頑張っても仕方がない」と将来への希望をなくし、学ぶ意欲をなくしている。

視野を広げる機会や文化的な体験に乏しく、「こんな人になりたい」というロールモデルがない。

栄養バランスのとれた食事は、一日の中で給食しかない。



放っておくと、 どうなるの？



経済的な困窮にとどまらず、さまざまな影響を及ぼします。

学習意欲の低下

生活習慣に影響

自己肯定感の欠如

貧困の状況は次世代にも連鎖し、日本社会の担い手となる子供の健やかな成長を妨げ、労働力や市場の縮小、社会保障費の増加など社会的な損失につながります。

しかし、子供の貧困は見えにくいのです。

子供・家族に貧困であるという自覚がないので、自分から支援を求めない。

貧困の自覚があっても、周囲の目を気にして表に出せない。



頼れる親戚も、近隣付き合いもなく、地域の目が届かない。

国や地方自治体の情報が届かず、社会的に孤立しやすい。

長崎県の子どもたちの状況は？

本県では、子どもたちの生活実態を把握し、効果的に子どもの貧困対策を推進するため、2018年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

調査の結果、本県の貧困線は97.2万円となり、国の貧困線127万円とは、調査の目的や対象、世帯所得の把握方法等が異なるため、正確な比較はできませんが、県民所得と同様に大きく下回っています。また、本調査における「子どもの貧困率」（本県の貧困線を下回る世帯の割合）は11.2%でした。

貧困線を下回る世帯の子どもたちは、学習機会や理解度、自己肯定感に関する設問をはじめ、食事の頻度・起床時間・歯磨きの頻度などの規則的な生活習慣に関する設問で、その他の世帯の子どもたちにくらべて低い割合となり、その状況に差が生じていました。

また、貧困線を下回る世帯の保護者は、大きな悩みを抱え、相談できる人がいないなど、気持ちや体調の不安定さ、社会的に孤立した状況に関する設問で、その他の世帯の保護者にくらべて高い割合となり、その状況に差が生じていました。

さらに、支援制度を知らない世帯が一定数存在していたことから、利用可能なのに利用まで至っていない可能性があることも分かりました。

長崎県の子どもの貧困対策とは？

本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国の子どもの貧困対策の指針として策定された「大綱」を踏まえ、県の計画を策定し、総合的な支援を行っています。

子どもの貧困対策は、この取組を行なえば解決できるといった特効薬がないことから、支援が必要な世帯に対して、確実に支援につなぐことが重要になります。

そこで、本県では、子どもと接する「支援者」が、日頃の子どもたちの様子などから世帯の困りごとを早期に発見し、必要な支援につなぐための体制を整備するため、2019年8月に、支援者が抱える課題を明確化することを目的にアンケートを実施したところ、複数の支援者から、「支援が必要なケースを判断できる基準や、具体的な対応方法や連携方法が分かる支援フロー図が欲しい」という声をいただきました。

このリーフレットでは、支援者である皆様が、子どもや保護者の普段の様子から「困ったサイン」に早期に気づき、支援につなげていただくために、支援が必要な子どもや保護者の様子の一定の目安や、具体的な支援フロー図を紹介しています。是非、このリーフレットを活用いただき、早期発見や支援につなげていただきますようお願いいたします。

また、2020年度からは、困り事を気軽に相談できる体制を整備するため、子どもの貧困の総合相談窓口（つなぐながさき）を設置しました。現場経験が豊富な国家資格を持つスタッフが、貧困に悩む方からの様々な相談（LINE相談可・匿名可）に応じるとともに、支援者からの相談も受け付けていますので、困ったサインに気づき、「必要な支援につなげたいが対応が難しい、分からない」など対応に苦慮するケースが生じた場合には、お気軽にご相談ください。

- ・ 貧困のなかにいる子どものソーシャルワーク
著：「子どもの貧困に向き合う人々」、編著：大西 良
- ・ 保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える
著：社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育士会

監修（長崎県子ども調査アドバイザー会議委員等）

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・ 長崎大学教育学部 准教授 | 小西 祐馬 |
| ・ 長崎大学大学院教育学研究科 准教授 | 畑中 大路 |
| ・ 筑紫女学園大学人間科学部人間科学科 准教授 | 大西 良 |
| ・ 長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーター | 山本 倫子 |

子どもの貧困早期発見チェックリスト（判断基準）

☑子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識するためのチェックリストで、**あくまで目安**です。

☑見落としやすい、経済的理由によって生活上の困難を抱える子どもに**気づく目安**にしてください。

☑気になる子どもがいた場合には、職場内で共有し、**支援につなぐきっかけ**にしてください。

●子どもの様子

		主な傾向	想定される家庭の状況
身 体 ・ 健 康	1	<input type="checkbox"/> 乳幼児の場合、下痢気味であったり、便の中に不消化物が多い。また、咀嚼せずに飲み込むように食べる。	離乳期・幼児期の発達に応じた食事内容や回数が用意できず、大人と同じものを食べているため、消化できていないのかもしれない。
	2	<input type="checkbox"/> 特別な病気がないのに、身長や体重の増えが悪い。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、家庭のなかで、十分な食事が取れていない（栄養状態が悪い）のかもしれない。
	3	<input type="checkbox"/> 長期休暇（夏休みなど）明けに体重の変動が多い。	
	4	<input type="checkbox"/> 特別な病気がないのに、顔色が良くない。 （ <input type="checkbox"/> 朝食を食べていない <input type="checkbox"/> 夕食を食べていない <input type="checkbox"/> 水分不足 等）	
	5	<input type="checkbox"/> 風邪やケガで医療機関の受診が必要だと思われるが受診していない。	診察代を工面することができなかつたり、医療費の補助制度を知らないのかもしれない。
	6	<input type="checkbox"/> 虫歯があり、促しても治療につながらない。	
	7	<input type="checkbox"/> 皮膚疾患があるが、通院・治療につながりにくい。 （ <input type="checkbox"/> あせも <input type="checkbox"/> 虫刺され <input type="checkbox"/> アトピー <input type="checkbox"/> 水いぼ <input type="checkbox"/> とびひ 等）	
清 潔	8	<input type="checkbox"/> 散髪に行っていない。	散髪代を工面することができない、または保護者が子どもの状態に無関心なのかもしれない。
	9	<input type="checkbox"/> 季節外れの服や、いつも同じ服を着ている。	必要な服や靴を購入することが困難でサイズの合っていない服や靴を身に着けなければならないのかもしれない。
	10	<input type="checkbox"/> 衣服のみでなく靴がボロボロ、サイズにあったものを買っていない。	
	11	<input type="checkbox"/> 洗濯をしていないようで、衣服が清潔ではない。	洗濯ができず、同じ服を着ざるを得ない状況があるのかもしれない。
	12	<input type="checkbox"/> 入浴していないようで、頭髪がベタベタしている。	清潔さを保つのに必要な回数、お風呂を沸かし、入浴することができないのかもしれない。
	13	<input type="checkbox"/> オムツが汚れているのに長時間替えられていないため、おしりがかぶれている。	オムツ代を工面することができない状況があるのかもしれない。

主な傾向			想定される家庭の状況
食事	14	<input type="checkbox"/> いつもお腹を空かせている。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、そもそも家庭のなかで、食事は用意されていないのかもしれない。
	15	<input type="checkbox"/> 「朝食を食べていない」という。	
	16	<input type="checkbox"/> 「家に帰っても食べるものがない」という。	
	17	<input type="checkbox"/> 適量を超えて、給食を何杯もお代わりをする。	
	18	<input type="checkbox"/> 家から弁当を持参する日は、園や学校を欠席している。	
表情・態度	19	<input type="checkbox"/> 夜間、自宅以外で寝泊りし、そこから通園している。	経済的な理由から、安定した生活を送ることができないのかもしれない。
	20	<input type="checkbox"/> 夜遅くまで、子どもだけで家の外で遊んでいる。	一つの仕事で必要な収入を得ることができず、保護者が仕事の掛け持ちをせざるを得ない結果、長時間労働となって、子どもの生活に気を向けることが困難な状況にあるのかもしれない。
	21	<input type="checkbox"/> 登園・登校時間がバラバラな様子。	
	22	<input type="checkbox"/> 園や学校の持ち物が揃わない、忘れ物が多い。	
	23	<input type="checkbox"/> 家に帰りがたらない、家の話をしたがない。	親が子どもに関わっていないため、家庭に居場所がなく、子どもにとって、家にいたくない環境となっているのかもしれない。
	24	<input type="checkbox"/> 友だちと遊ぶことが少なくクラブ活動などにも参加できていない。	兄弟の世話や家事などの役割を担っていたり、留守番をする必要があり、友だちと遊ぶ機会やクラブ活動などにも参加できないのかもしれない。
	25	<input type="checkbox"/> 普段の学習や進学、将来などについて悩んでいる。 (自分に自信がなく、自己肯定感が低い、将来に関して希望が持てない様子)	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟の世話や家事などの役割で、日頃から学習に割く時間が取れなかったり、登校できない日があることで、学校の授業内容を十分に理解できずに、学習に対する苦手意識が強くなり、進学先や将来に不安を抱えているのかもしれない。 ・家庭状況が不安定であるため、等身大の具体的な生活のモデルが身近にいないことから、なりたい自分像や大きな夢を描けずにいるのかもしれない。
	26	<input type="checkbox"/> ボーっとしており、無気力である。	自分を受け入れてもらえない現状や、「経済的な理由で進学したいけどできない」「スパイクを買えないから部活動をあきらめる」など、希望することや必要なものをあきらめる経験が積み重なり、自己肯定感が低くなっているのかもしれない。
	27	<input type="checkbox"/> 自分なんかどうでも良いという態度が見受けられる。	
	28	<input type="checkbox"/> 自己否定を表す言葉が見られる。 (<input type="checkbox"/> どうせ○○(私)なんて <input type="checkbox"/> どうせ○○(私)が悪いんだ <input type="checkbox"/> 居ない方がいいんだ <input type="checkbox"/> 死んだ方がいいんだ など)	
29	<input type="checkbox"/> 自分の欲求や要求を強く出さない(泣かない)であきらめる。		
30	<input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、友だちや先生に対し、攻撃的・暴力的な言動をする。		

●保護者の様子

保護者の様子（主な傾向）		想定される家庭の状況
1	<input type="checkbox"/> 行事への不参加、連絡を取ることが困難である。 （携帯電話に出ない。電話代の未納などによって、月末に電話がつながらなくなり、居場所が分からなくなることがある。）	子どもの日常の様子を把握していなかったり、必要なお金を工面できなかったり、必要な物品が用意できなかったり、生活全体に余裕がないのかもしれない。
2	<input type="checkbox"/> 子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。	
3	<input type="checkbox"/> 子どもを校外学習や学校行事、地域行事などに参加させていない。	
4	<input type="checkbox"/> 必要な負担金の納入が滞りがちである。	
5	<input type="checkbox"/> 「オムツの使用枚数を少なくして欲しい」と訴えることがある。	
6	<input type="checkbox"/> 小さな子どもを置いたまま外出している。	
7	<input type="checkbox"/> 保護者が長時間働いており、子どもの生活リズムが崩れている。	一つの仕事で必要な収入を得ることができず、保護者が仕事の掛け持ちをせざるを得ない結果、長時間労働となって、子どもの生活に気を向けることが困難な状況にあるのかもしれない。
8	<input type="checkbox"/> 親族や学校、地域との交流がなく孤立している。	生活に困っていることを周囲に知られたくない、隠したいという感情から、頼りたいけれど頼れずに周囲との関わりを避けているのかもしれない。
9	<input type="checkbox"/> 子どもの養育に拒否的で無関心。	生活することに必死で余裕が無く子どもの状態にまで関心が持てない、または保護者自身がそうした環境で育ち、子どもの養育の仕方が分からないのかもしれない。
10	<input type="checkbox"/> 子どもへのしつけが厳しすぎる、または子どもに対する言葉遣いが荒い。	生活することに必死で余裕が無く、子どもをちょっとしたことで怒鳴ったり、親自身も厳しく育てられたせいか必要以上に教育面で厳しくなってしまうのかもしれない。
11	<input type="checkbox"/> 育児や家事が辛そう。	生活することに必死で余裕が無く、子育てに疲れているのかもしれない。
12	<input type="checkbox"/> 子どもの服装には無頓着だが、自分の服装には、気をつけている様子。	自分が育ってきた環境などが影響して、支出の優先順位が分からなかったり、自分中心で子どもにはお金をかけない状況にあるのかもしれない。



注意事項

- ☑ 気になる子どもがいた場合には、その気になることが、貧困に起因するものなのか、他の要因によるものなのかを見極めることが必要です。
- ☑ なお、保護者の収入が少なく世帯として経済的な困窮状態であっても、子どもの養育費には優先してお金を費やすという考え方の場合には、その子どもの養育の問題としては見えないかもしれません。このような場合は、保護者が支援を必要としているのみに、気づくことが難しい場合もあります。
- ☑ チェックリストにあてはまるからといって、必ずしも「貧困」であるとは限りません。
- ☑ チェックリストにあてはまるかどうか、直接的に子どもや保護者には確認しないでください。
- ☑ 例えば、同じ服を着ているからといって貧困であるとは限りません。子どもが特定の服が大好きで同じ服を着ているかもしれません。保護者の収入が一定以上のレベルであっても、子どもの養育にはお金をかけないという考え方の場合、子どもの衣服は質素であるかもしれません。
- ☑ 一方、汚れた衣服を着ていることや、食事をしていないことが多く見受けられるなどの場合は、貧困だけでなく、子どもの虐待も疑われます。
- ☑ 子どもの貧困問題への対応にあたっては、支援者の何気ない言葉により、貧困に悩む保護者の自尊心を傷つけないよう十分注意し、配慮することが大切です。
- ☑ 子どもや保護者への支援には、日頃から、「困っていることを聴ける」「困ったことを相談できる」、守秘義務を含めた信頼関係を築いておくことが重要です。
- ☑ このチェックリストは、できるだけ多くの人や立場から、子どもたちを見つめ、気になる子どもを意識するための目安や支援につなぐきっかけとして、活用してください。

子どもの虐待に気づくための主なポイント

- 子どもの虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合、子どもを死に至らしめることとなります。
- 虐待の種類は、概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。
(1) 身体的虐待、(2) 性的虐待、(3) ネグレクト、(4) 心理的虐待
- また、虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。しかし、それらの要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。
- そして、虐待が起こる要因として、次の4つの要素が揃っていることが指摘されています。虐待を防止し、予防する方法としては、これらの4つの要素が揃わないように働きかけることが効果的と考えられています。
 - ①多くの親は子供時代に大人から愛情を受けていなかったこと
 - ②生活にストレス(経済不安や夫婦不和、育児負担等)が積み重って危機的状況にあること
 - ③社会的に孤立し援助者がいないこと
 - ④親にとって意に沿わない子(望まない妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子等)であること
- 「子どもの貧困」のリスクが高い「経済的に不安な家庭、社会から孤立した家庭、未婚を含むひとり親家庭など」は、「虐待」に至る恐れのある養育環境のリスク要因の一つともされています。なお、他県の調査では、ネグレクト(子どもの健康や安全配慮を著しく怠ること)は、貧困と密接に関わるとされています。
- 子どもの貧困早期発見チェックリストの様子を意識するなかで、次のような様子や状況が疑われる場合は、虐待の可能性もありますので、各市町か県福祉事務所、または児童相談所へ通告してください。

ネグレクトの具体的事例

- 重大な病気になっても病院に連れて行かない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 子どもの意思に反して学校等に登校させない
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に答えていない(愛情遮断など)
- 適切な食事を与えない
- 下着など長時間ひどく不潔なままにする
- 極端に不潔な環境のなかで生活をさせる

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課_子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)より

学校等が通告を判断するにあたってのポイント

- ①確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われません)
- ②虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ④通告は守秘義務違反に当たらないこと

※文部科学省_学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(令和元年5月9日)より

支援の流れ

貧困状態の子どもたちを確実に支援につなぐためのフロー図です。

1. チェックリストを意識

日頃から子どもに関わる全ての支援者の皆様が、貧困が子どもに与える影響や“子どもの貧困早期発見チェックリスト”の主な傾向を意識することから始めましょう。

2. 気になる子どもを発見

“子どもの貧困早期発見チェックリスト”を意識しながら子どもや保護者と接することで、チェックリストに当てはまる「気になる子ども」の気づきにつなげましょう。

3. 気になる子どもの様子を観察

「気になる子ども」を発見したら、しばらく様子を観察しましょう。気になる様子や状況が複数該当するか、そして、その状況が継続するかどうか観察しましょう。

※観察する期間は、状況によって異なりますが、約1～2週間を目安に、気になる様子に改善が見られなかったり、悪化するような状況があれば、次のステップ「4. 職場内で情報共有」に進みましょう。

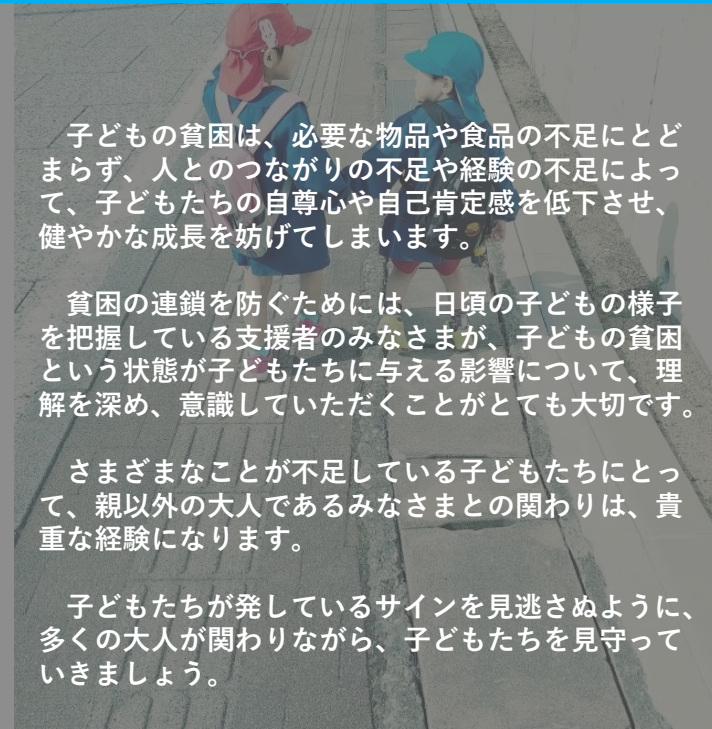
4. 職場内で情報共有

様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には、同じクラスの担当職員間、兄弟がいる場合はそのクラス担当職員など複数の職員で情報共有しましょう。また、リーダー的職員や主幹教諭、主任保育士、施設長、スクールソーシャルワーカーなどと共有しましょう。

5. 職場内で対応策の検討

対応①（虐待が疑われる場合）

子どもの虐待に気づくための主なポイントに該当するような、不適切な養育（虐待）が疑われる場合は、各市町が県福祉事務所、または児童相談所へ通告をお願いします。



子どもの貧困は、必要な物品や食品の不足にとどまらず、人とのつながりの不足や経験の不足によって、子どもたちの自尊心や自己肯定感を低下させ、健やかな成長を妨げてしまいます。

貧困の連鎖を防ぐためには、日頃の子どもの様子を把握している支援者のみなさまが、子どもの貧困という状態が子どもたちに与える影響について、理解を深め、意識していただくことがとても大切です。

さまざまなことが不足している子どもたちにとって、親以外の大人であるみなさまとの関わりは、貴重な経験になります。

子どもたちが発しているサインを見逃さぬように、多くの大人が関わりながら、子どもたちを見守っていきましょう。

対応②（子どもの貧困が疑われる場合）

●職場内での対応策（一例）

- ・衣服や学用品の貸与（在庫がある場合）
- ・給食を多めにするなどの配慮
- ・日常的に声をかけ信頼関係を構築
（必要に応じて保護者と電話で話したり、面談を行う）
- ・専門相談窓口や支援制度の情報提供
- ・地域の民間団体の情報提供
- ・家庭訪問等アウトリーチによる支援
→ 子どもの様子、保護者の様子、同居家族の様子、家の中の様子、育児で困っていること・心配なことなど、相談支援の希望などを聞き取り必要な支援へつなぐ

●他機関との連携した対応策

- ・チェックリストに該当して貧困で困っている様子だが、保護者は支援に後ろ向きで、どう手を差し伸べてよいかわからない（迷う）など、対応に苦慮する場合は、各市町または長崎県子どもの貧困総合相談窓口（つなぐながさき）へ相談
- ・要対協を活用するなど関係機関で情報共有しながら粘り強く対応し、必要な支援（専門相談窓口など）へつなぐ

※対外的な調整の役割は、幼稚園や保育所等では施設長や主幹教諭・主任保育士などが、学校ではスクールソーシャルワーカーなどが担っていただきますようお願いいたします。

貧困世帯が必要な支援につながる（教育支援、生活支援、就労支援、経済支援など）

- ※ 必要な支援の具体的内容は、「NAGASAKIこどもの夢応援ガイドブック」をご覧ください。
- ※ 誰かが心配して声をかけてくれたことや必要な支援につないでくれた体験は、社会や人との関わりが不足している貧困世帯やその子どもたちにとって、貴重なものであり、社会からの孤立を防ぎ、子どもの貧困の連鎖を防ぐ大きな一歩につながります。

関係機関の連絡先

☎ 子どもの貧困対策窓口

機関名	業務内容	所在地	電話番号	所管地域
長崎県子どもの貧困総合相談窓口 (つなぐながさき)	子どもの貧困総合相談窓口、 専門のコーディネーターが相談対応	長崎市川口町13-1 長崎西洋館中2階	095-801-2442 (LINE相談可)	全 県 域
長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELLながさき)	ひとり親等の生活から就労支援まで 自立促進に向けた相談窓口、専門家 (産業カウンセラー等)が相談対応	長崎市川口町13-1 長崎西洋館中2階	095-813-0800 (LINE相談可)	全 県 域

☎ 各市町の福祉担当部署等

機関名	所在地	電話番号	所管地域
長崎市こども部子育て支援課	長 崎 市 桜 町 2 - 2 2	095-829-1270	長 崎 市
佐世保市福祉事務所	佐 世 保 市 八 幡 町 1 - 1 0	0956-25-9734	佐 世 保 市
島原市福祉事務所	島 原 市 上 の 町 5 3 7	0957-62-8025	島 原 市
諫早市福祉事務所	諫 早 市 東 小 路 町 7 - 1	0957-22-2374	諫 早 市
大村市福祉事務所	大 村 市 玖 島 1 - 2 5	0957-53-4111	大 村 市
平戸市福祉事務所	平 戸 市 岩 の 上 町 1 5 0 8 - 3	0950-22-4111	平 戸 市
松浦市福祉事務所	松 浦 市 志 佐 町 里 免 3 6 5	0956-72-4672	松 浦 市
対馬市福祉事務所	対 馬 市 豊 玉 町 仁 位 3 8 0	0920-58-2294	対 馬 市
壱岐市福祉事務所	壱 岐 市 郷 ノ 浦 町 本 村 触 5 6 2	0920-48-1111	壱 岐 市
五島市福祉事務所	五 島 市 福 江 町 1 - 1	0959-72-6117	五 島 市
西海市福祉事務所	西 海 市 大 瀬 戸 町 瀬 戸 榎 浦 郷 2 2 7 8 - 1	0959-37-0029	西 海 市
雲仙市福祉事務所	雲 仙 市 千 々 石 町 戊 5 8 2	0957-36-2500	雲 仙 市
南島原市福祉事務所	南 島 原 市 有 家 町 山 川 5 8 - 1	0957-73-6652	南 島 原 市
小値賀町福祉事務所	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	0959-56-3111	小 賀 値 町
長与町こども政策課	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1	095-883-1111	長 与 町
時津町福祉課	西彼杵郡時津町浦郷274-1	095-882-4533	時 津 町
東彼杵町町民課	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1155	東 彼 杵 町
川棚町住民福祉課	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3130	川 棚 町
波佐見町住民福祉課	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333	波 佐 見 町
佐々町住民福祉課	北松浦郡佐々町本田原免168	0956-62-2101	佐 々 町
新上五島町福祉課	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1133	新 上 五 島 町
県西彼福祉事務所	長 崎 市 茂 里 町 3 - 2 4	095-846-8955	長 与 町 ・ 時 津 町
県東彼・北松福祉事務所	佐 世 保 市 天 満 町 1 - 2 7	0956-22-3211	東 彼 杵 町 ・ 川 棚 町 波 佐 見 町 ・ 佐 々 町
県上五島福祉事務所	南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1	0959-54-2131	新 上 五 島 町

☎ 児童相談所

機関名	所在地	電話番号	所管地域
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	095-844-6166	長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、新上五島町
佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5050	佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、小賀値町



発行／長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課
〒850-8570長崎市尾上町3番1号
電話 095-824-1111（代表）